

1月31日(水)期限の 申告書等について

郵送による提出の場合は、1月31日(水)必着にご協力をお願いします。

固定資産税に関する申告書

◎償却資産申告書

固定資産税の対象となる償却資産(無形減価償却資産を除く)の所有者は、1月1日現在の資産を1月31日(水)までに申告してください。(申告用紙が届いていない事業所はご連絡ください。)

太陽光発電設備を所有されている法人または個人事業主は、償却資産の申告が必要です。また、10kW以上の発電規模を持つものは、住宅用のものであっても課税対象となりますので申告が必要です。

※償却資産とは、個人または法人で工場や商店、農業などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械装置、工具、器具、備品など(土地・家屋を除く)のことです。毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくこととなります。

【番号の記載と本人確認の実施】

申告書などの書類を提出する際は、各書類にマイナンバー制度の個人番号・法人番号を記載する必要があります。

また、個人番号を記載した書類を提出する際は、成りすましを防止するため、個人番号・本人確認書類を提示していただくなどの本人確認措置が必要となります。

◎家屋異動申告書

令和5年1月から令和5年12月までの間に、家屋を取り壊された方や家屋の用途を変更された方は、「家屋異動申告書」を提出してください。

◎住宅用地申告書

令和5年1月から令和5年12月までの間に、土地を新たに住宅の用に供したり、住宅の用に供していた土地を住宅以外の用に供した場合など、住宅用地の利用状況に異動があった場合には、1月31日(水)までに「住宅用地申告書」を提出してください。また、住宅に係る家屋の用途を変更された場合も申告が必要です。

問 固定資産税担当(市役所1階)

☎32・2115 / FAX33・3401
✉koteishisanzei@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

事業主の方へ

個人住民税に関する報告書

給与支払報告書の 提出をお願いします

給与支払者は、令和5年分の給与について、給与の支払いを受けている方の令和6年1月1日現在(中途退職した方については退職時)の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出することとなります。

なお、給与支払報告書は、税務署への「給与所得の源泉徴収票等の法定調査書計表」の提出とは別に、該当する市町村に提出していただくものです。

確定申告会場についてのお知らせ

開設場所 アスティとくしま《3階 第2特別会議室》(徳島市山城町東浜傍示1-1)

開設期間 2月16日(金)から3月15日(金)まで

※土日・祝日については、2月25日(日)のみ開場します。

受付時間 午前9時から午後4時まで

※入場整理券の配付状況に応じて、午後4時よりも前に受付を締め切る場合があります。

○会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

※作成済の申告書の提出のみの場合は「入場整理券」は不要です。

○入場整理券は会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。

※入場整理券の当日の配付状況は、国税庁ホームページで確認できます。

○オンライン事前発行は、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントから申し込むことができます。

電話等による申告相談をご利用ください!

○1月17日(水)から3月15日(金)まで「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税等の確定申告の相談にお答えします(受付時間:午前8時30分から午後5時まで)。

※土日・祝日については、2月18日(日)および2月25日(日)のみ電話相談を行います。

○AIを活用した税務相談チャットボット「ふたば」は、24時間(メンテナンス時間を除く)質問を受け付けていますのでぜひご利用ください。



国税庁 ふたば

問 徳島税務署 〒770-0847 徳島市幸町三丁目54 ☎088・622・4131